

号の資金を、第一項本文に規定する償還条件で貸し付ける場合は一年、同項但書に規定する償還条件で貸し付ける場合は五年、同条第二項各号の資金を貸し付ける場合は五年とし、第一項又は第三項のすえ置期間中は、無利子とする。

第三項第三項中「前条第一項又は第二項」を「前条第一項から第三項までに」改め、第四項中「第二項」を「第二項第四項」に改め、第六項第一項中「第二項第三項第三号」を「第二項第四項第三号」に改め、第七項第二項中「第六項第二項」を「前条第二項」に改め、「又は都道府県農地委員会」を削る。

附則に次の一項を加える。
昭和二十八年及び昭和二十九年に発生した災害により二年連続して被害を受けた者又はその組織する法人で法令で定めるものに第一項第一項の資金を貸し付ける場合における第二項第二項の規定の適用については、同項中「八年」とあるのは、「十二年」とする。

附則
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
第四項中「四百六十六億七百万円」を「四百七十六億七百万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法第四項の改正に伴い政府から出資すべき十億円の金額は、昭和三十一年度において出資するものとする。

附則
飼料需給安定法の一部を改正する法律案

飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四項第一項中「本条」を「この条及び第八項の二第一項」に改める。

第五項第一項中「買入れた輸入飼料」を「保管する輸入飼料」に改める。

第八項の次に次の一条を加える。
（保管飼料の買換及び交換）

第八項の二 政府は、その保管する輸入飼料の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、第五項第一項の規定にかかわらず、当該輸入飼料を、その飼料と同一の品目で同一の数量の飼料に買い換え、又はこれと交換することが出来る。

2 前項の規定による買換のための売渡及び買入れは、同時期に行わなければならない。

3 政府は、第一項の規定による交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足し、又は補足させなければならない。

4 第一項の規定による買換又は交換によつて政府が取得した飼料は、この法律の適用については、輸入飼料とみなす。

附則
1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 食糧管理特別会計法（大正十一年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「検査」の下に「並飼料需給安定法ノ規定ニ依ル飼料ノ交換を加え、同項後段を次のように改める。

コノ場合ニ於テ第二項、第三項及第四項ノ三中「食糧及農産物等ノ買入代金」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入代金並飼料交換ニ伴フ支出」ト、第六項第一項中「食糧及農産物等ノ売渡代金」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖ノ売渡代金、飼料ノ交換ニ伴フ収入」ト、「食糧及農産物等ノ買入代金」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入代金」ト第六項ノ五中「食糧及農産物等」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖」ト読替フルモノトス

○大石（武）政府委員 ただいま議題になりました開拓者資金融通法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の概要を御説明申し上げます。

今回の改正の第一点は、昭和三十一年度から新たに農地開発機械公団が保有いたします機械を使用して行われま

すところの、いわゆる機械開墾事業地区の開拓者に対し貸し付けられます資金の範囲、償還条件等を定めた点であります。

御承知の通り機械開墾は、ごく短時間の間に開墾が完了いたしますので、その営農もまたこれに伴い速度を合せて参らなければならぬわけでありまして、従つて機械開墾地区に入墾いたします開拓者は、一般の開拓者に比べ開墾営農を通じて当初から相当多額の資金を必要といたしますし、また従来とは異なつた新しい種類の資金も必要となる次第であります。

そこで政府といたしましては、機械開墾地区の特殊性にかんがみ、この地区の入墾者に対して新たに必要資金並びに飲料水供給施設その他政令で定める施設を設置するのに必要な資金を貸し付けることができるようにしたい所存であります。しかしこれら資金の償還条件は、開墾、営農を通じてごく基礎的な資金については従来の一般入墾者に対する営農資金についての条件と同様年三分六厘五毛、据置五年、償還期間二十年とし、その外の資金については年五分、据置期間中は無利子といたしたのであります。

改正の第二点は、従来既入墾の開拓者に対して、家畜資金等の貸付を行つたが、これは現在五分五厘で二年据置、五年据置の条件でありまして、営農確立途上の開拓者にとっては、その生産を拡大する上において多少重荷となつてゐる点もありませんので、より有効に拡大生産に役立たせるためには、もう少し償還条件を緩和する必要

があるかと存じます。そこで償還期間を若干延長いたしました、三年据置、八年償還の条件といたしたのであります。

最後に、改正の第三点といたしましては、昭和二十八、二十九年の両年にわたりまして、凍霜害、風水害等かなりの被害をこうむつた開拓者が相当あるわけでありまして、これらの者をこのまま放置いたしますと、受けた痛手のために、遂にはせっかく今まで築き上げてきた成果がくずれ、生産の縮小を余儀なくされるものも出て参るかと思われまして、よつて政府といたしましては、これら連年被害を受けた開拓者に対し、農機具、畜舎サイロ、堆肥倉等生産の基盤となる設備を整えるに必要な資金を貸し付けることによつて窮乏を打開し、営農の基盤を確立させて経営の安定をはかろうと考へ、新たに五分五厘で三年据置、十二年償還の資金を設けたいと存するものであります。

以上が、この法案の趣旨と内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。次次第であります。

次に農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

農林漁業金融公庫は、その設立以来三年、その前身である農林漁業資金通特別会計時代を通過いたしました。すなわち五年間にわたり農林漁業者とその組織する農林水産業団体、土地改良区等に対し、農林漁業の生産力を維持増進するために必要な資金を、長期かつ低利で、融通して参りましたことは、皆様がよく御承知の通りであります。

す。

この間に同公庫が貸し付けしました資金の総額は、千六百六十六億円に上っており、昭和三十年度末現在の融資残高は、九百五十億円以上に達する見込みであります。また、同公庫は、昭和三十年度から新たに自作農維持創設資金の貸付を始めておりますが、すでに当初計画額のうち相当額の貸付を完了いたしております。

昭和三十一年度におきましては、前年度に引き続き、食糧増産等重要農林漁業施策に呼応して、土地改良事業、漁船の建造等に要する農林漁業の生産施設資金の融通を行うほか、新たに農山村建設総合施設等に要する資金の融通を行うことといたしております。三十一年度における同公庫の融資総額は、全体として、二百九十億円でありまして、前年度に比較いたしますと三十億円の増加になっております。この二百九十億円の貸付を行うための原資は、産業投資特別会計からの出資金十億円、回収金八十億円、資金運用部からの借入金百四十五億円と簡易生命保険及び郵便年金特別会計からの借入金五十五億円となっております。

従いまして、政府の産業投資特別会計から十億円の出資をするため、農林漁業金融公庫法の一部を改正する必要がありまして、この法律案を提出いたしました次第であります。すなわち同法の現行規定の第四条中政府からの出資金が四百六十六億七千万円となつておりますのを、十億円増額して、四百七十六億七千万円に改めるものであります。

右のような資金構成によりまして、公庫の資金調達原価は、二十九年度まで

で比べ、やや高くなつておりますが、公庫の経費を節約するほか滞貨償却引当金の積立率を調整して貸付金利の引き上げ等は行わないことといたしておる次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

最後に飼料需給安定法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

すでに御承知のごとく飼料需給安定法は、政府が輸入飼料の買入れ保管及び売り渡しを行うことによりまして、飼料の需給及び価格の安定をはかり、もつて畜産の振興に寄与することを目的として、昭和二十八年三月より施行せられた法律であります。その運用につきましましては、制定の当初は財政上の制約もございまして、遺憾ながらその機能を十分に發揮し得なかつた事例もございまして、本年度は、政府の輸入飼料の売買差損を食糧管理特別会計中に繰り込むことといたしましたため、輸入ふすまをはじめ相当量の輸入飼料の買入れ及び保管を行うことができ、また一方には、昨年の秋の大豊作の影響も加わりまして、最近の飼料事情は比較的安定した状況を示し、おおむね本法所期の効果をあげ得たと存する次第でございます。

明年度におきましても引き続き政府の輸入飼料の売買差損につきましましては、食糧管理特別会計中に繰り込むこととし、この法律に規定されております飼料需給計画に従つて輸入飼料の買入れ、保管、売り渡しをいたす次第であります。保管中の輸入飼料、特

にふすま等におきましては、梅雨期などに際し、高温多湿等主として気象上の影響によりまして品質が低下し、ために国庫に損失を与える場合も予想されるわけであります。

従いまして、本改正案では、保管する輸入飼料の品質が低下し、国庫に著しい損失を生ずるおそれがある場合に、現行法におきましては、買入れ、保管及び売り渡しの対象外となつております国内産飼料も含めまして、同一品目、同一数量の飼料と保管操作に必要な買入れまたは交換を行い得る規定を新設に設けまして、損失を未然に防止するとともに、保管飼料を良好な状態において保持し、もつて本法の所期の目的達成に資することとしたのであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次いでこの法律案を御説明いたします。

○村松委員長 ただいまの政府説明法案に対する資料の御要永があれば承ります。——ただいまのところなければ次の日程に入ります。

○村松委員長 開拓融資保証法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。質疑があればこれを許します。——御質疑があれば次会に譲ります。

○村松委員長 引き続き家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。御質疑があればこれを許します。——御質疑がなければ本案の審査は後日にこれを延期いたします。ちよつと速記をとめて。

「速記中止」

○村松委員長 速記を始めて。引き続きこれより、食糧の集荷方式の問題について調査を進めたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村松委員長 御異議なしと認めます。御質疑があれば発言を許します。中村時雄君。

○中村(時)委員 いずれ詳しい内容や方法に對しましては、農林大臣の出席のもとにいろいろ質疑をしてみたいと考えておりますが、きょうちやうど農林大臣の御出席がないので、一応政務次官に概念的な問題を一、二お尋ねしておきたいと思ひます。

去る九日に、河野農林大臣は清井食糧庁長官に對して、今まで懸案になつておりました三十年産米の余剰米対策に對して、臨時特別集荷制度を設けて、一応集荷をはかりたい、こういうふうな意見の發表をいたしているわけなんです。ありますが、政府当局として、特別集荷へ踏み切つて、あくまでもこれを執行しようとお考え方を持っていて、しやうかどうか、まず第一点政務次官にお聞きしたいと思ひます。

○大石(武)政府委員 前にたびたび大臣に對する御質疑の答弁のうちにも申し上げておりますように、本年度は相当の米が政府に集まる見当でございます。ところが、残念ながら、今までのところと農協その他の方面の協力にもかかわらず、所期の目的を達しない状況でございます。従つてもつと国民の食生活を安定させるために所期の目的というのは一応目的まで達してはおりますけれども、でき得る限り農家に余つております米を政府に売っていただき

たいのでございます。その目的を達しますためには、ぜひともいろいろと皆様の御協力を得なければなりませんので、どの方法がいいかということを目下研究しておりますことは事実でございます。今その研究中でございます。その後の情勢によりまして判断して参りたいと考えております。

○中村(時)委員 大臣がたびたび發言をされたとおっしゃいますが、当委員会の大臣の發言はたつた一回なんです。たびたびでもなんでもないので、まだ内容もほんとうにわかつてない状況なんです。そこで、せつかく研究中だとおっしゃるのですが、その大体的構想はどの程度の研究過程までいっているか、御發表願ひたい。

○大石(武)政府委員 それは食糧長官のもとで今研究されておりますので、いづれ参りましたならば御説明いたさせていただきます。

○中村(時)委員 私は食糧庁長官に個にわたつた規定的な問題に對する話し合ひはしたいと思ひますが、概念的な問題に對して、たとえば新聞紙上の伝えるところで、内容は別といたしまして、責任があるかないかも別といたしまして、一応三十年の余剰米対策といたしまして臨時特別集荷制度を実施するということ。それから第二点の中心は、集荷業者は従来の指定集荷業者のほか新たに一定の資格のある業者を追加指定するということ、だから新しい業者がこへ入ってくるわけでありまして、それからもう一点は、集荷業者の区域です。今までは市町村を単位にいたしまして集荷をはかつておつたのですが、それを全県一般に広げるといふ、この集荷に對する区域の問題、

これが第三点。第四点が集荷業者は生産者の売り渡し委託を受けて米穀を政府に売り渡す、こういう構想を打ち出されていらつしやる。この構想はやはり研究の過程において一応討議をされ、大体この方式が進められるお考えを持っていらつしやるかどうか。今の四点の問題についてお答え願いたい。

○大石(武)政府委員 私もそれは新聞に書いてあることを読みましたが、そのようないろいろな研究もいたしておることと思います。そのうちのどれを採用するかということはまだ決定いたしておりませんので今お答えするわけに参りませんが、少くとも大臣が予算委員会その他で答弁されております通り、いわゆる買い取り制度というものはいたさない方針でございます。ただ私どもはどのような方策をとるかというの、もしその集荷を実施する場合にどのような方策をとれば米が多く集まるか、将来どのような影響を与えるかというような問題は十分勘案して、一番いい方法をとりたいと今考えている次第であります。

○中村(時)委員 買い取りはいたさないという御発言がありました、在来において一休買い取りをしておたのでしようか。あるいは買い取りをしないうとするならば一休どういう考え方で進められようとするのですか。

○大石(武)政府委員 生産者が直接政府に売る、今農協を通じて売っているような形、行くとすればそのような形式で行うのではないかと思います。

○中村(時)委員 それではちよっとお尋ねしますが、今の制度はどうなっておるのですか。あなたは生産者たる農民が委託をして農協に売って、それから

農協の商品を買い取る、こうおっしゃったでしょう。そうすると、買い取りはいたしません、それでは一体どうなるんですか。

○大石(武)政府委員 私はこう申し上げたと思いますが、農民が農協に委託して政府に売っておる、こういうことでございます。

○中村(時)委員 それはその通りなのです。それなら今の機構と何ら変わりはない。今の集荷制度というものはそのやうなものである。あらためて買い取りはいたしませんと見えが切つたて今までの通りなのです。そのうち、そうしたら買い取りはいたしませんというその特殊集荷というものは一体何ですか。

○大石(武)政府委員 つまりもう一ぺん申し上げますと、集荷団体のうち新しいものをもし加えましたならば、どのような影響を与えるか、どのような効果があるかというところは考究いたしていると思ひます。

○中村(時)委員 いや私の言うのは、今あなたのおっしゃったのは買い取りと問題をおっしゃったのです。集荷の新しい業者を加えて云々という問題は第三点の問題なんです。今当初質問しているのは、買い取りはいたしませんとおっしゃったから、それじゃ今までの集荷はどういう形態でやっておったのか。たとえば今までの特集米の集荷に対して買い取りなら買い取り、委託なら——おそらくあなたのお考えは委託というのを言いたいのだと思ひますが、委託なら委託という一つの考え方になってくる。買い取りをしなくちゃ委託だろうと思ひます。そこで、それじゃ在来買い取りをやってお

ったのか、委託をやっておったのか、一体どういうお考えをもつて今まではやっておったのかということをお聞きしているわけですか。

○大石(武)政府委員 中村さんのそれぞれの御議論は非常に恐縮ですが、なほ食糧庁長官が参りますので、それより答弁いたしたいと思います。

○中村(時)委員 こまかい問題よりも大きな問題を言っておるのです。ただ二つだけです。買い取りをやりますかというから、買い取りをやらないか、何をやるのですかと聞いておるわけですが、あなたのおっしゃるの、生産者である農民が農協に委託をして売ります、こう言ひ。それならけつこり、それだつたら現行通りで、何も特別にこんなことをせぬでもよろしいじゃないかと私は言うのです。そうするとあなたはいち買い取りをいたしませんというふうになつたわけじゃない問題を持ち出す。買い取りをいたしませんという、それじゃ何をやるのですかと言うのです。それじゃ以前においてはどういう形態で何をやったかと聞いておるのです。

○中村(時)委員 中村君に申し上げますが、研究は食糧庁長官にやらしておる、こう言うのです。その詳細のこと、本人が参りますので、一つ暫時このままで休憩を願ひたいと思ひます。

○中村(時)委員 それでは食糧庁長官の出席を求めまして、一応来るまで休憩の動議を提出いたしましう。

○村松委員長 それではそのままで休憩をいたしております。

午前十一時三十二分休憩

午前十時三十二分開議
○村松委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

引き続いて質疑を継続いたします。
中村時雄君。

○中村(時)委員 食糧庁長官にお尋ねしたいのですが、去る九日の日に、特別集荷の問題に關しまして、余剰米の吸い上げという課題で、農林大臣が清井長官に対して、一つの指示、方向を与えたというのを新聞紙上に見たわけなんです。これに対してどういう構想をもつて集荷に関する考え方をし

ていらつしやるか。せっかく研究中というお考えがあるかもしれないけれども、研究中であるならば、大体どういう態度の方向を確立しようとする研究をなさつていらつしやるのか、その問題についてまず概念的な問題をお尋ねしたいと思ひます。

○清井政府委員 ただいまお尋ねの点でございますが、その前に、私ちよつと所用がございまして大へんおくれまして、恐縮でございます。

大臣からいわゆる能率集荷と申しますか、集荷の問題につきましては検討をしろというお話がありましたことは事実でございます。それに基きまして、ただいまお尋ねのところをいろいろ事務的に、集荷の問題につきましては検討いたしておる最中でございます。まだ最終的な結論には達してないのでございますが、私ども事務局において考えております構想を端的に申し上げてみたいと思ひます。昭和二十七年産米につきましては、世間で特集といわれております特集制度をいたしたことがあるのでございます。その場合の制度は、申すまでもなく、商人系統

のものが新しく集荷業者として入りまして、その人たちが、従来の集荷業者の方々、いわゆる農協系を中心とする集荷団体等を含めまして、全部生産者から米を買い取りましたして、買つたものを政府に売る、こういう制度をいたしたのであります。その点が前回の特集制度のいわゆる特質だつたわけでありまして、ところが、今般研究いたしていることにつきましては一番考慮いたさなければならぬ問題は、かりに買い取りにいたすというにいたしますと、そこには所有権が移ることになります。そこでいろいろ問題をかえつて惹起するおそれがないか、あるいは生産者が買いたたきを受ける問題もあります。あるいは極端に申しますと、政府に売らずに横に売るといふようなことも考えられるのではないかと、私もいたしましては、昭和二十七年産米につきましては行なつたいゆるの特集制度はとらないという考え方でおるものであります。しかばどうするかというところでございまして、この方法の一つの問題、いはゆる代表者提出、匿名の問題がございまして、もう一つは、新しい集荷団体と申しますか、集荷業者を入れるという二つの問題があるものでございまして。

最初の代表者提出並びに匿名と申しますのは、申すまでもなく、生産者個人が自分の名前を出さず、代表者の名前で政府に売却したというところでございまして、その制度は現にしかれておるのであります。二十八年産米につきましても実施いたしましたし、二十九年産米につきましてもその制度を実施いたしましたのであります。

四

と今言った売り渡しをするということ
が委託であるか買い取りであるかとい
う問題の限界をどこに置いて調査をさ
れるか、どこにおいてこれが委託であ
り買い取りであるかということの見込
みをつけられますか。

○清井政府委員　これは申すまでもな
いことでありますが、あるいは御質問

の趣旨と違つかもわかりませんけれども、これは販売した場合は、普通の場合でありますれば、当然政府以外には売れないのでありますから、むしろ全販運は全販運の名をもって売ってお

渡してやったためにいろいろの問題が起つてきたとおっしゃったが、権利を譲渡したときの、問題が起つたというのは、一体どういう問題が起つたのか、それを一つ承わりたい。

りますけれども、それは生産者の代理人といたしまして生産者の委託を受けて政府に売るといふ制度になっておるのであります。それで生産者は政府以外に売れないということが当然起ってくる法律的な考え方からきているのでございまして、少くとも私どもは代理人としての扱ひを農協にはいたしておるのであります。それが買い取りの場合は全然表面に現われてきませんで、これは売買でありますから、従つて仲介の農業団体あるいは指定集荷団体から買うということにならざるを得ないのであります。その規定が現在の食管法の施行規則で定められておりますので、その場合はそれでよいといふことになるかもしれないのでありますけれども、表面的には代理人という形で現われてくるか、本人の名前でそのままそれが売買の形で現われてくるか、そこに問題が法律上の問題としてあるわけであります。

○清井政府委員　これは何も今起つてゐるということをやうのではなくて、起りやしないかという心配からでございまして、昔は特集をやりましたときには、百万石ばかり特集制度で集まつたのであります。これは生産者系統が五十万石で、それからいわゆる商人系が五十万石で、百万石集まつた例があるのであります。そのときにはもつとも特集まるだろうと思つておつたところが、案外集まり方が少かつたという批判が行われたのであります。どこに原因があるかといふ点でございますが、この点は、やはり一度買い取つて売るのでありますから、むろん法規上は政府に売らなければならぬのですけれども、そこに若干問題が起らないかという、過去の昭和二十七年産米のときにさういふ問題があつたから、今回もさういふ問題が起る可能性はないかという心配があ

○中村(時)委員　たとえば食管法施行令の第五条の五には、「米穀の生産者には、その生産した米を政府以外の者に売り渡してはならない」と基本的にははっきりしているから、中間的ないろいろの操作の上において買い取りをするか委託をするかという問題であつて、問題は、その場合にはば葉菜末節の問題だろうと思う。

そこで問題としてお聞きしたいのは、その買い取りを行わないというこの原因が、今言つたように権利を譲

渡してやったためにいろいろの問題が起つてきたとおっしゃったが、権利を譲渡したときの、問題が起つたということは、一体どういふ問題が起つたのか、それを一つ承わりたい。

○清井政府委員　これは何も今起っているということを言うのではなくて、起りゃしないかという心配からでございますして、昔は特集をやりましたときには、百万石ばかり特集制度で集めたのであります。これは生産者系統が五十万石で、それからいわゆる商人系が五十万石で、百万石集まった例があるのであります、そのときにはもっともっと集まるだろうと思っておったところが、案内集まり方が少かったという批判が行われたのであります。どこに原因があるかという点でございますが、この点は、やはり一度買い取って売るわけでありますから、むろん法規上は政府に売らなければならぬのですけれども、そこに若干問題が起らないかという、過去の昭和二十七年産米のときにそういう問題があったから、今回もそういう問題が起る可能性はないかという心配があ

るのでありますが、起るということをし
 申し上げているのではないのでありま
 す。起る可能性があるのではないかと
 いうことが一点。買い取りをやるとき
 はそこで仕切るわけでありますから、
 あるいは生産者が非常に買いたたき
 をされるということが起り、そこにマ
 ージンで受け取るということも考えら
 れる可能性があるのではないか。従っ

てそこで全部委託ということをやった方が生産者にもいいし、政府にもその方がいいのじゃないかと思うのです。

少くとも二十七年度の経験にかんがみて、買い取り制度をやらない方が政府において集まるし、生産者にも正当な価格が保証されるのではないか、そういうような考え方から、今回は買い取

り制をやらない、こういうような考え方にいたした次第であります。

○中村(時)委員　そこで私がもっと現実的に入ってお尋ねしたいのは、たとえば昭和二十七年度的における産米、特殊米集荷の、そのときの実績というものをどういうふうに取り上げていらっしゃるか。私の方では当時において六十二万七千石余り集荷されて、商人承が三十一万六千石、農協側が三十一万、大体こういうふうに取り上げられておる。その集荷の価格は当時一万五百円、これはもちろん超過供出奨励金、早場米奨励金等を含めて一万四四百円の上に手数料を百円プラスをいたしまして一万五百円として、その当時集荷をはかったはずであります。そうして買い取りを行なった、すなわち権利の譲渡をやったという建前から、遂にこれが非常に問題になりまして、当時におきましては、集めたものは六十二万石ぐらいであったのが、実際のやみ

に流れたのが、百万石以上だろうという推定さえ立ったわけであります。そこにこういふ制度が問題になってきた、私はこのように記憶しておる。

そこで問題として考えられることは、そのような買い取り制の方法をとった責任は政府にあるのであって、一般にあるのではないのです。みんなは政府がそういう手落ちをしておきな

がら、推定をするから、将来こういうことが行われたらいけないからというので私は考え方を直したいと思います、

こういふことを言つていらっしゃいます。すが、その責任は一体だれがとるのです。少くとも私は今申し上げましたように、以前において実績の上からこの買収取り制に対しては、こういう大きな

な間違ひがあったということが、はっきり実証されておる。そこでこの買い取り制というものがいけないんだというなれば話がわかる。ところが將來を推察して、もしもそういうことになったら困りますからというようにすることは、私は、私はちょっと納得ができないと思うのです。

○清井政府委員 実は私は中村委員のおっしゃることを是認いたしておるのであります。というのは、過去にこういう実績があったから、今後こういうことをやって問題が起つたら困るからやりませんということを申し上げた。それは二十七年産米について、中村委員がおっしゃった通り——私の方の数字では百一万九千石、農協系が五十一万九千、商人系が五十万を扱ったことになりましたが、教別の問題は別といたしまして、そのときにやはり非常な問題が起つたという過去の実績があるわけです。その実績に照らして、今度の

制度につきましては売り渡し制は知らない方が政府の趣旨に合うのだというふうに考えましたからやらなかったのであります。今度やったときにそういう問題が起るかという心配もあるわけでありましてけれども、主として申し上げた点は、中村委員のおっしゃった通り、二十七年産米の集荷制の弊害があったから、買い取りをやらないんだ

ということが今度買い取り制をやらなかった主原因になるのであります。

○中村(時)委員 問題はそういうふう

に買い取りということで、そういうことになったというならば話はわかりませんが、その当時においてそういうふんな権利の譲渡をしたけれども、たとえ今は生産者から直接に代行機構として

ての農協なり、商人のところに行く。それを今度は政府が委託をするとならんと、行政機構としての権利を委託することになる。そうすると、これらの業者というものは二重人格になる。一つは生産者の代行をし、一つは政府の代行をする、こういう二つの姿が、その機構の中に出てきはせぬかと思うのですが、これに対して、どうお考えですか。

○清井政府委員 これは法的に申しますと、政府の代行ではないのであります。今までのような委託であります。代行と申しますのは、御指摘の通り、政府が集めたからお前集めるところが代行でありますけれども、今度私どもが考えておりますのは決して代行ではないのであります。今までの委託をする業者に新しい資格の者を入れて、そして、その者に生産者が売り渡しを委託することができるというので、強固にしているわけではない。所し教育資

格者を少しふやしまして、今まで農協に委託したと同じように委託して政府に売ることができるということでありまして、強制したりまた目標を作るわけではないのであります。法律的に代行という考え方はとっていない。今まで通りのやり方でやる、こういう考え方をとおります。

○中村(時)委員　それからもう一点は、商人系統に以前の特集米のときには代理人制度というものを設けておつ

た。そうして甲、乙に分けて代行の権利を委譲しておいた。この制度は依然として続けられるかどうか、今度の場合にはどうですか。

○清井政府委員 私どもはそこをやった方がいんじゃないかと考えておるのであります。代理人と申しますか、これは資格を持つものは個人じゃございせん。御承知のように事業協同組合が資格を持つのでありまして、個々の商人が有資格者になるわけじゃないのであります。一定の資格を持ちました事業協同組合が新しく入ってこられるのであります。従って、組合が資格を持つけれども、実際農家に行って集荷し得る者は、それに従う従事員である、こういうような者が当然行かざるを得ないことになりまして、やはりそこに甲なり乙なりの区別をつけまして、今度入り得る有資格者と実際に集荷に当る者というように分けて取り扱わざるを得ないことは当然なことになって参ります。従って私どもも大体そういうふうになくちやならぬじゃないか、こう考えております。

○中村(時)委員 その場合在来乙票は二十枚ぐらい出しておいたが、今度も大体二十枚ぐらい出すつもりか、新規加入させる商社は大体何枚ぐらい考えておるか。

○清井政府委員 これは前回は確か二百人出したのであります。今回もおそらく、数もふえておりませんし、大体そのくらい出るのではないかと推定いたします。御承知の通り前に集荷した経験のある者とか、新しく集荷をやる者が三分の一以上でなければならぬとか、集荷委託業者を限定しておき、しかも事業協同組合でなければなら

ないという資格を限定いたしておきます。その後申込みがそんなにふえておりませんから、せいぜい見込みみしても、前回特集をやりました二十人程度のものが入ってきやしないかと考えております。

それから、この前二十人ということでございましたが、私どももその程度で、大体前回の例を踏襲してやるべきじゃないかと考えております。

○中村(時)委員 そうすると、大体二百名をやって、代行二十人としたしますと、新しい者は四千八百人、このように了解していいわけですね。

○清井政府委員 四千八百と理解いたしますが、資格のある者は二百人でありまされども、その下に働く者が二十人、私どもはそういうふうと考えております。ただその下で働く者が二十人というところでございますから、これはどういうふうに考えますか、経済的有資格者というものは二百人でありまされども、その点は理解の問題であります。私どもは二百人が有資格者だと考えております。

○中村(時)委員 それは言葉のあやの間違いで、実際に働く者は、二十人下につくから四千八百人ということになると思ふのです。そこで一点お聞きしたいのは、今まで、たとえば商人側として二千八百名と言っているけれども、それが二千八百名プラス大体二百名、その下に働く者が二十人として四千八百人。実際は今までの商人系統といたしましては、大半はその町村に住んでおられた方が行なっておった。ところが地域制をこうやって拡大いたしましたので、全県一円ということになりますと、新

しく現われてくる業者というものは、少くとも県内に住んでおられるところの卸売業者が主体になるのではないかと思いますが、その点はどういうふうにお考えになるか。

○清水政府委員 これは事業区域は当然限られておまして、たとえばAなりのAの県に卸売をやっておる者あるいは団体がありまして、それが今度新しく区域になります当該県内に事務所を出すということになりますれば、当然その当該県が事業範囲になるわけでありまされども、市町村範囲でなくて、県に広がることに問題がありますけれども、やはり事業区域というものは、普通の営業所と同様でありまして、地域的に事務所のある場所に限る、こういうふうにお考えしております。

○中村(時)委員 だから、もつとわかりやすく言いまししょう。たとえば果に卸売業者がいる。ところが町村にそれに対する小売業者がいる。それを代理として一応認めていくことになる。そこで実際に新しく出てくるものは、現実動いているところの市町村内に住んでいる商人ではなくて、あなたの構想からいくと、県内に住んでおる卸売業者、すなわち今までの予約集荷に直接関係ない人たちがその中に登場してくるんじゃないかということをお聞きしているわけですか。

○清井政府委員 そういうことはあります。今までの市町村にだけやったものではなしに、県区域に広がる関係上、そういうことは実際問題としてあり得ると思ひます。

○中村(時)委員 もう一点、参考のために今は聞いておるわけなんです、たとえばあなた方が省令を作られると

きに、大臣に申請をされていろいろ省令を出されるわけなんだが、その省令に対しての責任は常に持っていていらっしゃるかどうか。

○清井政府委員 省令の責任は事務当局にございまして、当然責任を持っております。

○中村(時)委員 それでは一点お尋ねいたしますが、二十七年産米を集荷される場合に、買い取り制に非常の不備な点があったために、いろいろなやみ取引、やみ米が地方に流れていったというところは、先ほどお認めになられました。その結果、食糧第四千九百九号をもって次官通達でまず当初これを行なうて差しとめる、延期をする。さらに続いて十月十二日に農林省令第六十五号をもって、昭和二十九年八月三十一日まででは行わない、こういう公布をされた。さらにそれから昭和三十年八月三十一日に、これをまた農林省令第五十四号をもって改めたわけですか。その後再び、河野さんがたしか渡米をしてる最中だったと思ひますが、省令をもつてこの予約集荷制度は特集米に関する限りは八月三十一日までは行わないという出し方をされたと思うのですが、されましかどうかということをお聞きしたいと思ひますけれども、その点についてお答え願ひます。

○清井政府委員 お話の通りであります。昨年のたしか夏でございましてが、特集の規定を一年間限らしたわけでございます。

○中村(時)委員 そうすると、非常におかしな格好になる。たとえば、現在この特集米制度の考え方を改めてこうしたいという考え方をされるならば、一体この省令はどういう考え方をもち

て処理されようと思ひされているか。

○清井政府委員 先ほど申し上げました通り、現在の食糧管理法施行規則は特殊制度も入っております。黙っておりますと、特集制度が実施されてしまふのであります。それではいけないということ、今までの過去二年間におたつてその規定を限らしておいたわけでありまされども、本来の制度はやつたわけでございます。その制度をやらなから、同様に特集制度をやることはおかしいということ、昨年の八月に今後一年間にわたり特集制度はやらないというふうになされたのが、昨年出しました規則でございまして、過去の例にならつてそれを継続いたしまして、特集制度をやらないという規定を出したわけでありまされども、申しますのは、現在の食糧管理法施行規則は特集制度も入っておりますので、黙っておれば特集制度は施行されてしまふ。それをとめる必要があるというのでやりましたのが臨時の制度であります。ところが、ただいま申し上げました通り、特集制度は売買ということが一つ

の大きな特徴になっております。それで今回、売買についていろいろな弊害を認めて、今度の農作に伴うところの臨時集荷制度ということ、実施いたすわけでありまされども、ただいまの集荷制度は規則はそのままにして、臨時の集荷制度を実施いたしたいということで、ただいま規則をせつて事務当局において練っておる最中でございます。

○中村(時)委員 そうすると問題は、買い取り制度にしておいた権利の移譲だけが問題になつておるのですから、政令で直していけばいいのであつて、

何も膨大な、そんな大がかりな、機構まで錯綜する方法は必要ではないのではないかと、あるいは委託をするにつきましても、その内部操作の判定をする場合に、判定が非常に困難性を持つだろうと思う。そういうようなことを勘案いたしますと、何を好んでこのような問題を出すかという、次の問題に入ってくるわけでありまして、河野農林大臣は大みえを切つて、買い取りはせぬのだといはつてみたところで、こんなことは枝葉末節の問題です。そこで問題になってくるのは、そういう制度の運用をどうするかということにしかすぎないのじゃないかと私は思う。そこで私は制度の運用をどうするかということに關してのみ、一点お聞きしたい。ということは、今までの政令を直して、機構をそのように大幅に混乱させるような必要はないのではないかと、いう考え方を持っているのですが、あなたはどういうお考え方を持っているのか。

○清井政府委員 お説の通り、かりに食糧管理法施行規則を直していくという方法も法令的にはなくもないと私は思います。ただ毎年々々本来の制度を実施したすわけでありまして、今度の制度は豊作という特殊事情による臨時の制度でありまして、食糧管理法施行規則を直さず臨時のことしの特別の場合の集荷制度という考え方でいくためには、やはり本則をいじらずに新しい規則を出した方がよいのじゃないか、こういう考え方でやっているわけでありまして、申すまでもなく特集制度自体が食糧管理法施行規則に入っていることが問題でありますから、私

はこれは臨時の制度ということで出していきたい。本質が申すまでもなく違つていくのですから、新しい制度でもって食糧法の規定に基いて臨時の集荷をやるといふことで行きたいと考えております。

○中村(時)委員 ただいまは質疑応答という問題よりもいろいろなお話を聞かしていただくわけなんです、そこでもう一点だけお聞きしたいのは、そのような状態で、あなたは本年度は豊作であつたからという状態に基いて臨時にこれを取り上げたいとおっしゃいます、特集制度というものは二十七年からできています。何も豊作であつたからそのとき作つたものでも何でもありません。依然としてどうあるのです。ただそれを期間をずっと延期しているだけの話です。だから元の問題にかへりまして、その問題を解決された方がすみやかでもあるし混乱を招かないのじゃないかとお聞きしたいのです。

○清井政府委員 私はそう考えないのではありません、これは特集という規定を限らしてあるわけでありまして、今度のは特集ではないのであります。今度の御指摘のありますように買い取りを全然やめていくわけ、いわゆる特集の本来の性格でない、ほんとうの新らしい集荷の制度を入れるという臨時の利度であります。そこで臨時の規則というところで食糧法の規定をいじらない方がいいというように私は実は考えているわけでありまして、

○村松委員長 神田大作君。○神田(大)委員 簡単に集荷制度の政府の考え方を、ちょっとわからない点がたくさんあるものですから、お聞きしたいのですが、昭和二十七年に買い取り制をやつたから非常に成績が悪く、しかも混乱するから、買い取り制はやらぬ、今度の場合は買い取り制でないからやるというようなことを言われているように聞かれます。一体私は今度の特集制度をやつて二十七年と同じような結果がやはり起ると常識的に考えるのですが、そういう場合にあなたたちは買い取りでないから二十七年のような混乱は起きないという、そういう見通しについて、お聞きしたいのです。

○清井政府委員 それは先ほども御説明申し上げましたけれども、所有権移転といふことをいたしますために、一つの問題といたしましては、農家が買いたたきをされるのじゃないかという問題が一つ。もう一つは、せっかく政府に売るために集めたものをよそへ売るといふ危険性がある、過去に於いてそういう危険性があつたわけですが、そういう二つの問題があらますために、農家は正常な価格を保障し、政府に集荷するために買い取りの制度はやらぬといふことにいたしてあります。今回の制度は全部売り渡しに委託でございます。所有権の移転ではない。生産者の代理人となつて政府に売り渡す仲介をいたすという考え方でいたしてあるわけでありまして、御指摘のような弊害はないかと私は確信いたしております。

○神田(大)委員 実際問題として、末端の今の特集の指定業者を作つて集荷をさせた場合に、委託でやるとおっしゃいますけれども、かりに百石集荷をして五十石正規のルートに乗せたが、あとの五十石はやみに流したというようないふことがあつたといふ、そういう場合にあなたたちはこれを押えて摘発する自信が一体ありますか。

○清井政府委員 これは一般に食糧管理法違反の問題でありまして、特に今度だけの制度の問題ではないのであります、かりに現在でもそういうことがあらますれば、当然食糧法の違反の対象になるわけでありまして、私どももいたしまして、この制度につきまして心配いたしました点は、その御心配の点を心配いたしているものであります。そこでそういうことを避けるために、今のように委託と申しますか生産者の委託を受けて政府に売るといふ制度にいたしたのであります。かりにおっしゃるような事態が起るといたしますれば、この問題のことは関連なしに、一般に食糧管理法の違反といふことで、当然これはその方面の法律の問題になるというふうには実は考えておるのであります。

○神田(大)委員 委託というやうな名前を借りて特別指定業者を使つてやつた場合にかへつてやみを助長するのであるから、かへつて集荷機構を混乱に陥れる危険を多分に持つておると私は思ふ。現在そういうことは食糧管理の違反でやるとおっしゃつていられるけれども、そんなことは実際問題として不可能なことではあります。そういう制度をすることによつて正しい看板をもちつて、やうしてやみを売りを正当化する道具にされる以外に効果がない制度ではないですか、その点、正直に長官の考えを言つていただきたい。

○清井政府委員 実は今回こういう制度を考えましたゆゑは、申すまでもなく今度の生産数量が約八千万石近いのであります、申し込みが集まりましたのが三千百万石であります。そして自家保有米の計算をいたしまして、も、やはり一千万石近いものがとにかくにお政府に売る余裕があるという計算が一応出るわけでありまして、そういうやうなことからいたしまして、私どももお政府に集荷する必要があるのではないかと、一月末現在の政府に対する売り渡し数量が三千二百二十万石、もうすでに目標は達してありますけれども、なお十何万石程度しか目標をこえていないという状況でありまして、さらに、二月、三月につきまして、これはなお能率的な集荷制度をしく必要があるのではないかと、実はこのやうなやうな考え方からいたしておるのであります。申すまでもなく、この制度をしきます場合におきまして、県単位でもって予約の完遂をいたさなければならぬことを条件といたしてあります。また個人といたしましては、予約を完遂しなければならぬのであります、すべての条件を全部完遂したあとで、なおかつお米が残つていふやうなことでこの制度をしく、このやうな考え方ではやつておるわけでありまして、従つてかりにこの制度をしくにいたしまして、なお未完遂の果が相当ございまして、そういう果は完遂をいたさなければこの制度はしかなないのであります。かりにいたしたとしても、個人々々で完遂いたさなければこの制度をしくないのであります。

して、原で全部完遂し、個人で完遂し
まして、なおかつ余剰米があるという
ところについてこの制度をしく、こう
いうふうには考へております。私ど
もとしては、この制度によって相当程
度集荷ができるのではないか、こうい
うふうに実は考へておるわけでありま
す。

○神田(大)委員 この時の米を収獲す
るときに、農業協同組合あるいはその
他の集荷業者に対して、いかなる方法
によっても別な方法でもって集荷はし
ないというふうなことを話して、そう
して今度の三千何百万石というものの
集荷に協力させたと私は思うのです。
農民の人たちも集荷業者も、あなたた
ちの言うことを信用して、できるだけ
の努力をして今度の政府の集荷に協力
した。そうして集荷目標を達した。と
ころが今度は前の言明に反して、米が
余つておるようであるから、ほかの業
者にも頼んで米を集荷するのだという
ようなことであつては、これは前に政
府に協力したそういう団体、そういう
農民に対してあなたたちの行為は違反
しておるのじゃないかと思うので
すが、どうですか。

○清井政府委員 確かに私も新集荷
制度をしきます場合には、この制度を
実施するということを申しした記憶がご
ざいます。これは確かに申ししたのであ
ります。ただ申しましたけれども、そ
の後たまたま申し上げたように、非常
に生産がふえましたし、それから集荷
の売り渡し数量は三千百万石で、なお
相当の政府に売り渡し得る数量が計算
上出てくることがあるという実態であ
り、それから一月末の集荷が三千百二
十七万石でありまして、案外伸びてい

ないという実態であります。これらの
実態を勘案いたしまして、やはりここ
で能率的な集荷制度をしくということ
がよいのじゃないか、その場合におき
まして、ただいま申しました通り、
県別、個人別が全部完遂いたしまし
て、集荷が済んでからやるのでありま
す。予約を完遂することを条件として
やるわけでありまして、いわゆる余
剰米の対策といたしまして、この制度
をとるといふことはやむを得ないの
じゃないか、こういうふうには私も
考へたわけでありまして。

○神田(大)委員 あなた方はみんな
に、これはほかの方法でやらぬからみ
んな一生懸命に集めろと気合をかけ
ておいて、そうして今度終つたなら
ば、終つたけれども今度はほかの方法
でやるのだというやうなことを責任あ
る立場の人が言つて、そういうことを
軽々に翻すべきではないと思ふので
す。ことに食糧制度のやうな重大な制
度、しかも統制撤廃をするのだという
危惧の念を持つておるときに、統制撤
廃をする一つの足がかりとするやうな
今度の特別集荷制度に対して、これは
非常に考へなくちゃならぬと思ふので
す。特別集荷制度を作つてやると、手
数料が百十円か幾らあります。そこで
政府の売り渡し価格と手数料を入れる
と今の予約金を払つたよりも十円か二
十円価格がよくなつてくる。そうする
と今度は、特別集荷業者が実績を上げ
るために手数料を投げ出して集荷する
というやうなことが出来るのじゃない
かと思ふ。そうすると、米の集荷
制度というものは混乱させられる、そ
ういう危険も包蔵しておる。こういう
やうに考へるのです。もしもほんとう

に米が豊作で余つておるとすれば、現
在の制度をくずさないで集荷する努力
をするべきだと思ふ。一体あなたたち
は、もつと余つておるとすれば、新た
な観点に立つて現在の制度を生かし
て、これを乱さないで集荷する努力を
今までしたかどうか。それをやるべき
が私は筋だと思ふ。ところが何かここ
に正式な農林省というやうななりっぱな
官庁が、前に言つたことをくつがえし
て、そうしてその辺のあやふやな団体
と同じやうにはつたりをけなけながら、
今度はまた別な方法でやると言うこと
は、これは国家の信頼を失ふことにな
るのであつて、私は現在の制度でもつ
て、特にまたこれを集荷する工夫を、
今の制度を乱さないでやるといふ努力
をすべきだと思ふ。あなたたちは一体
そういうやうな努力をしたかどうか。

○清井政府委員 これは御承知の通
り、初めの予約申し込みの期限が八月
末日であつたのでありますが、そのと
きには二千七百万石あつたのでありま
す。当初の私どもの目標は二千三百万
石であつたのでありますが、二千七百
万石集まつたのであります。しかしそ
の後非常に豊作の実況が出て参りました
ので、さらに申し込み期限を延長いた
しまして、さらに政府に集荷をお願い
いたしまして、それが三千百一十一万
石になつたのであります。これは申し
込でありまして、申し込みの実施はま
たこれとは別であります。その後この
申し込みに従ひまして政府に売り渡し
がずつと来ておるのであります。そこ
でただいま申し上げました通り、一
月末で三千百二十七万石ということ
で、全体の数量からいたしますと、申し込
みを十数万石超過をいたしておる状況

であります。なおかつ全販連系統にお
きましては、三百万石に近いものをさ
らに政府に売り渡しをしようという運
動をなさつておることは事実でありま
す。私どももぜひそうやつてもらい
たいと考へておるわけでありまして、た
だいま申し上げたやうなことで、計算上
なおかつ政府に売り渡し数量が出るこ
とになりますので、農協系統の運動も
もつとやつてもらいたいと思ひますけ
れども、さらに能率的な集荷制度をそ
れにつけ加えたいと考へておるのであ
りまして、私どもも政府に対する売り
渡しをさらに促進することは非常に
けっこうであります。ぜひそうしてい
ただきたいというので、従来たびたび
努力をいたしておるわけでありまして。

○神田(大)委員 その特集制度は、農
林大臣もさういふ腹でいるらしいので
すから、長官に何回質問してもしよ
うないので、これはよく大臣の意向を
——最高責任者としての大臣が、そ
ういふ前に言つたこととあつてなすこと
と違つておるやうなことをしていいか
どうかというやうなことを、私はまた
大臣にお聞きしたいと思ふのです。こ
の問題はあとで質問することにして保
留いたしまして、私の質問はこれで終
ります。

○村松委員長 本日はこれに散会いた
します。

午後零時二十一分散会

昭和三十一年二月十七日印刷

昭和三十一年二月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局